

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

新しい保険証を郵送します

現在使用している被保険者証（保険証）の有効期限は、平成27年7月31日（金）です。8月から使用する新しい保険証を7月末までに簡易書留で郵送します。

留守などで受け取れなかった場合

保険証送付の担当課へお問い合わせください。運転免許証など身分を明らかにするものを提示いただいた上でお渡しします。その際、印鑑（スランプ印不可）も必要です。

新しい保険証の色	
国民健康保険	若竹（わかたけ）色
後期高齢者医療制度	薄桃（うすもも）色

左表の方は新しい保険証の有効期限が異なります

区分	有効期限が異なる理由	新しい保険証の有効期限	有効期限後の保険証
64歳の国民健康保険退職被保険者	65歳に到達した月の翌月から一般被保険者となるため	誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで）	一般被保険者となった後に使用する保険証は、有効期限となっている月の月末までに郵送予定
69歳の国民健康保険被保険者	70歳に到達した月の翌月から所得に応じて医療費の負担割合が変わるため	誕生月の月末まで（1日生まれの方は誕生日の前日まで）	70歳となった後に使用する保険証は、有効期限となっている月の月末までに郵送予定
74歳の国民健康保険被保険者	75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となるため	誕生日の前日まで	後期高齢者医療制度の保険証は、誕生月の前月中に郵送予定

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を交付します

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者に対して、窓口の支払いを自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」と、入院時の食事代を減額する「標準負担額減額認定証」（住民税が非課税の世帯や一定の条件に該当する方が対象）の交付を行っています。

交付を受けるには申請が必要です。各認定証は、申請した月の初日から有効となります。申請月前の食事代や自己負担額は対象となりませんが、必要な方は早めに申請してください。

すでに認定証をお持ちの方

7月31日（金）が有効期限となりますので、7月17日（金）以降、早めに更新の申請（※）をしてください。※後期高齢者医療制度の被保険者で

70歳以上の方へ 診療時の自己負担割合を 決定します

70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者は、医療機関で診療を受けたときの自己負担割合が、前年の所得に応じて「1割（誕生日が昭和19年4月1日以前の被保険者の方）」、「2割（誕生日が昭和19年4月2日

以降で75歳未満の被保険者の方）」または「3割（現役並み所得者の方）」になります。

自己負担割合が「3割」になる方は左表のとおりです。ただし、収入額の合計が一定額未満の方は、申請によって自己負担割合を「1割」または「2割」に変更できます。申請が必要な方には事前に通知をしています。未申請の方、申請が必要と思われる方は、7月24日（金）までに担当課で申請してください。

診療時の自己負担割合が3割になる方

区分	自己負担割合「3割」の基準	「3割」を「1割」または「2割」に変更できる方
70歳以上75歳未満の国保被保険者	同一世帯の70歳以上の国保被保険者のうち、1人でも住民税課税所得額が145万円以上の方がいる世帯の方	収入額の合計が次に該当する方 ○70歳以上75歳未満の国保被保険者が、 ・1人の世帯：383万円未満 ・2人以上の世帯：520万円未満
後期高齢者医療制度の被保険者	住民税課税所得額が145万円以上の方と、その方と同一世帯に属する後期高齢者医療制度の被保険者	収入額の合計が次に該当する方 ○後期高齢者医療制度の被保険者が、 ・1人の世帯：383万円未満 ・2人以上の世帯：520万円未満 ・1人の世帯で、同一世帯に70歳～74歳の方がいる世帯：383万円以上520万円未満

後期高齢者医療制度の 平成27年度「保険料額」を お知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんには、平成26年中の所得に基づいて算定した平成27年度の保険料額を、7月中旬に郵送でお知らせします。

保険料は、個々の条件によって次の方法で納めていただきます。
特別徴収（年金からの天引き）
年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合算した額が年金額の2分の1以下の方は、原則として年金から保険料を天引きする「特別徴収」となります。

一定の条件に該当する方は、口座振替による納付を選択できます。7月31日（金）までに手続きすると、10月からの年金天引きを中止できます。詳しくは担当課へお問い合わせください。

普通徴収（納付書または口座振替による納付）
特別徴収に該当しない方は、納付書または口座振替により納付する「普通徴収」となります。納付書が届いた方は、金融機関などの窓口で保険料を納付してください。

問合せ先

【国民健康保険】

- 市庁舎新館1階国保医療課 国保係 TEL0897-52-1447 … 国保の制度・給付など
- 市庁舎新館1階市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211 … 国保の保険証送付について
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係 (東予)、市民福祉係 (丹原・小松)

【後期高齢者医療制度】

- 市庁舎新館1階国保医療課 医療係 TEL0897-52-1212
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係 (東予)、市民福祉係 (丹原・小松)

※各総合支所の代表電話番号

東予 … TEL0898-64-2700、丹原 … TEL0898-68-7300、小松 … TEL0898-72-2111

郵送する封筒の色
○特別徴収の方と口座振替の手続きを済まされている方：「黄色」
○金融機関などの窓口で納付いただく方：「ピンク色」



交付申請をした時と条件が変わっていない方には、保険証の送付の際に認定証も同封していますので、更新の手続きは不要です。ただし、直近1年間の入院日数が91日以上で適用区分欄が「区分Ⅱ」、かつ長期入院該当年月日に日付のない方は、長期入院該当申請が必要となります。

申請に必要なもの

- 印鑑、加入している保険証
- すでに交付を受けている方は、現在使用している認定証
- 現在、区分才（70歳未満）・区分Ⅱ（70歳以上）の認定証をお持ちの方で、申請月から直近1年間の入院日数が91日以上の方は、入院日数を確認できる領収書または請求書
- 国民健康保険の被保険者で、平成27年1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行された住民税非課税証明書または住民税課税証明書
- 窓口に来られる方の身分証